

千葉市やってみようよまちづくり支援制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民自らが地域において行うまちづくりに対し、その活動を支援する制度を確立することにより、本市が掲げる「参加と協働」によるまちづくりの実践を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり活動 地域における市民の自主的な活動で、次に掲げるものをいう。

ア 地区計画の検討

イ 建築協定の検討

ウ 地域の自主的なまちづくり協定の検討

エ その他、地域のまちづくりに関する活動で市長が認めるもの

(2) まちづくり団体等 まちづくり団体（原則として市内在住者又は在勤者ならびに市内に所在する法人で構成される団体で、次のア及びウからオの要件をすべて満たしているものをいう。）及びまちづくりグループ（原則として市内在住者又は在勤者ならびに市内に所在する法人で構成される団体で、次のイからオの要件をすべて満たしているものをいう。）をいう。

ア 一定のまとまりのある区域内の大多数の住民等により組織されたもの

イ 一定のまとまりのある区域内の概ね20名以上の住民等により組織されたもので、まちづくり団体の組織化を目指すもの

ウ 自主的かつ継続的にまちづくり活動を行おうとするもの

エ 営利を目的としないもの

オ 政治的又は宗教的活動を目的としないもの

(支援事業の内容)

第3条 市長は、次の各号に掲げる事業によりまちづくり活動の支援を行う。

(1) まちづくり公開講座 まちづくり活動の進め方などについて、まちづくりアドバイザー等を講師とする公開講座を実施し、まちづくり活動に関する知識の普及や情報の提供を行う事業

(2) まちづくりアドバイザー派遣事業 市長がまちづくりアドバイザーを派遣し、まちづくり活動に対し、助言・指導を行う事業

(3) まちづくり活動支援事業 まちづくり団体が行うまちづくり活動に対して、市長がその活動費の一部を助成する事業

(まちづくり公開講座)

第4条 市長は、市民の参加と協働によるまちづくりを推進するため、まちづくり公開講座（以下「公開講座」という。）を行い、まちづくり活動の進め方など、まちづくり活動に関する知識の普及や情報の提供を行うものとする。

(公開講座の内容)

第5条 公開講座の内容は、まちづくり活動に関するものとする。

(公開講座の対象)

第6条 公開講座を受講できるものは、市内在住、在勤又は在学者とする。

2 前項に定めるもの以外のものであっても、市長が特に認めた場合は、公開講座を受講できるものとする。

(公開講座の開催の周知)

第7条 市長は、公開講座を開催するときは、開催日時・開催場所・公開講座名等の関係する事項について、開催の目的に応じ、ちば市政だよりなどにより周知するものとする。

(公開講座の受講の申込等)

第8条 公開講座の受講を希望するものは、公開講座の会場において、直接、受講の申込を行うものとする。

2 公開講座の受講は先着順とする。

(公開講座の経費)

第9条 公開講座の受講料は、無料とする。

(公開講座の講師)

第10条 公開講座の講師は、原則としてまちづくりアドバイザーとする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、有識者やまちづくり団体等を、公開講座の講師とすることができる。

(公開講座の講師の謝礼)

第11条 前条第1項の規定に基づく公開講座に係る講師の謝礼は、市の負担とする。

2 前項の規定は、講師が有識者やまちづくり団体等の場合にも適用する。

(まちづくりアドバイザー派遣事業)

第12条 市長は、専門的知識を有するまちづくりアドバイザーを派遣し、まちづくり活動に対し助言や指導を行い、市民自らによる地域のまちづくりを支援する。

(助言・指導の内容)

第13条 まちづくりアドバイザーの派遣により行う助言・指導の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地区計画に関するもの
- (2) 建築協定に関するもの
- (3) まちづくり協定（任意協定）に関するもの
- (4) その他、地域のまちづくりに関する活動で市長が認めるもの

(派遣回数・期間)

第14条 まちづくりアドバイザーの派遣を受ける回数は、派遣の決定をした日の属する年度の末日までの間で、予算の範囲内で、かつ12回を限度とする。

2 前項の派遣期間は、初めて派遣を受けた日から起算して原則として5年を限度とする。

3 前2項の規定に係わらず、過去5年以内に同一区域での目的又は内容を同じとするまちづくり活動に対しまちづくりアドバイザーの派遣を受けたことがあるまちづくり団体等（前項の派遣期間を経過していない団体等を除く。）に対しては、アドバイザーを派遣しない。

(派遣の経費等)

第15条 まちづくりアドバイザー派遣に対する謝礼は、市の負担とする。

2 派遣期間中の会場等は、まちづくり団体等が確保するものとする。

(事前協議)

第16条 まちづくり団体等は、派遣を受けようとする際に、あらかじめ活動内容等について、市長と協議するものとする。

2 前項の協議に際し、別途定める要領に基づき登録されたものの中から、当該活動にふさわしいまちづくりアドバイザーを選定するものとする。

(派遣申請)

第17条 前条の協議を終えたまちづくり団体等が、アドバイザー派遣を受けよ

うとするときは、まちづくりアドバイザー派遣申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 団体規約等
- (2) 団体役員名簿及び構成員名簿
- (3) まちづくり活動を行う概ねの区域
- (4) 年間事業計画書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(派遣申請の審査及び決定)

第18条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査のうえ、まちづくりアドバイザー派遣の可否の決定を行う。

2 前項の審査に際し、市長は、必要と認めるときは、申請者と協議のうえ、内容の修正を求めることができる。

3 市長は、まちづくりアドバイザーの派遣を決定したときは、まちづくりアドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により通知する。

(派遣の変更及び中止)

第19条 前条第3項の規定による通知を受けたものが、その内容を変更し、もしくは中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けようとするときは、「まちづくりアドバイザー派遣変更（中止）承認申請書」（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第20条 まちづくりアドバイザーの派遣を受けた者は、速やかにまちづくりアドバイザー派遣事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(派遣の取り消し)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、まちづくりアドバイザーの派遣を取り消し、又は中止することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、まちづくりアドバイザーの派遣を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 派遣の目的を達成できないと認めるとき。

2 前項の規定による通知は、アドバイザー派遣取消書（様式第5号）によるものとする。

（まちづくり活動支援事業）

第22条 市長は、まちづくり活動を行うまちづくり団体に対し、その活動に要する経費の一部を助成し、自発的なまちづくり活動を支援する。

2 まちづくり活動支援事業に係る補助金の交付等については、別に定める。

（担当窓口）

第23条 千葉市やってみようよまちづくり支援制度に係る庶務は、都市局都市政策課に置く。

（補則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号

まちづくりアドバイザー派遣申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏名 又は 名称	
----------------	--

連絡先電話番号

連絡先電子メール

@

千葉市やってみようよまちづくり支援制度要綱第 2 3 条の規定により、まちづくりアドバイザーの派遣を受けたいので、次のとおり申請します。

アドバイザー名称	
会 場 場 所	連絡先電話番号 — —
まちづくり活動の種類	
派遣を受けたい時期・回数・理由	
アドバイザーの専門分野	

※添付書類

- 団体規約等
- 団体役員名簿及び構成員名簿
- まちづくり活動を行う概ねの区域
- 年間事業計画書

様

まちづくりアドバイザー派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、まちづくりアドバイザーの派遣について、次のとおり決定しましたので、千葉市やってみようよまちづくり支援制度要綱第 24 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

1 まちづくりアドバイザーを派遣する。

(1) 派遣するアドバイザーの名称

(2) 派遣する期間・回数

(3) アドバイザーの主な活動分野

2 まちづくりアドバイザーを派遣しない。

(理由)

様式第3号

まちづくりアドバイザー派遣変更（中止）承認申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者

住 所

氏名 又は 名称	
----------------	--

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付第 号により、派遣決定のあったまちづくりアドバイザー派遣事業を次のとおり変更（中止）したいので、千葉市やってみようよまちづくり支援制度要綱第25条第2項の規定により申請します。

アドバイザーの名称	変更前	
	変更後	
派遣する期間・回数	変更前	
	変更後	
主な活動分野	変更前	
	変更後	
変更（中止）の理由		
変更（中止）の予定年月日		

様式第 4 号

まちづくりアドバイザー派遣事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏名 又は 名称	
----------------	--

連絡先電話番号

連絡先電子メール

@

まちづくりアドバイザー

住 所

氏 名	
--------	--

連絡先電話番号

連絡先電子メール

@

千葉市やってみようよまちづくり支援制度要綱第 26 条の規定により、まちづくりアドバイザーの派遣を受けたので次のとおり報告します。

アドバイザー活動実績	
年 月 日	
	※書ききれない時は別紙を添付して下さい。

※添付書類

活動の成果

様

まちづくりアドバイザー派遣取消書

年 月 日付第 号で通知したまちづくりアドバイザー派遣決定を次のとおり取り消したので、千葉市やってみようよまちづくり支援制度要綱第 27 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

1 取消理由